

令和 7 年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

千松ダム水利権変更協議図書とりまとめ業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

国営造成施設総合水利調整管理事業千松ダム水利権変更協議図書とりまとめ業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営農地開発事業藤沢地区の一級河川北上川水系二股川における水利使用（以下、「千松ダム」という。）を変更するため、河川協議図書等を作成するものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象は、岩手県一関市藤沢町地内で【別紙1】位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-7 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1-8 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(対象施設)

第 2-1 条

本業務の対象施設は次のとおりである。

番号	施設名	河 川 名 等	位 置
1	千松ダム	北上川水系二股川	左岸：岩手県一関市藤沢町大籠字大籠 1-47 地先 右岸：岩手県一関市藤沢町大籠字杉松 1-3 地先

(適用する図書)

第 2-2 条

本業務における設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(参考図書)

第 2-3 条

参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業のための河川協議の実務	公共事業通信社	平成 11 年 3 月 1 日

(貸与資料等)

第 2-4 条

貸与資料は次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量	備 考
1	拓農創水（藤沢開拓事業誌）	1 式	
2	国営藤沢開拓建設事業_事業成績書 （第 1-1 分冊、第 1-2 分冊）	1 式	
3	河川法第 88 条の規定に基づく届け出について （H8. 8. 22 岩手県知事あて） 普通河川（通称大穴川）使用について （H7. 3. 28 藤沢町長同意）	1 式	当初協議書
4	一級河川北上川水系二股川に係る河川法第 23 条および第 24 条に関する同法第 95 条協議 （H28. 2. 12 岩手県知事同意）	1 式	最新協議書
5	令和 6 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 千松ダム他水利権更新協議図書作成業務 成果品	1 式	

また、上記以外に必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

（貸与資料の取扱い）

第 2-5 条

第 2-4 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3-1 条

本業務の作業項目及び数量は次のとおりであり、詳細は【別紙 2】「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
【設計作業】		
1 準備作業	1 式	
2 河川協議図書の作成	1 式	
3 点検取りまとめ	1 式	

（設計作業の留意点）

第 3-2 条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 第 2-3 条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- 3 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- 5 過年度の用水計算結果について、河川管理者等との協議により補足計算が必要となった場合は、変更追加する場合がある。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せに管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（河川協議図書の作成段階）

第3回 中間打合せ（河川管理者との予備協議段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、【別紙3】に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成した次のものを提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） | 正副 2 部 |
| 2 成果物の出力（図面出力を含む） | 1 部（市販のファイル綴じで可） |

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- 6 その他

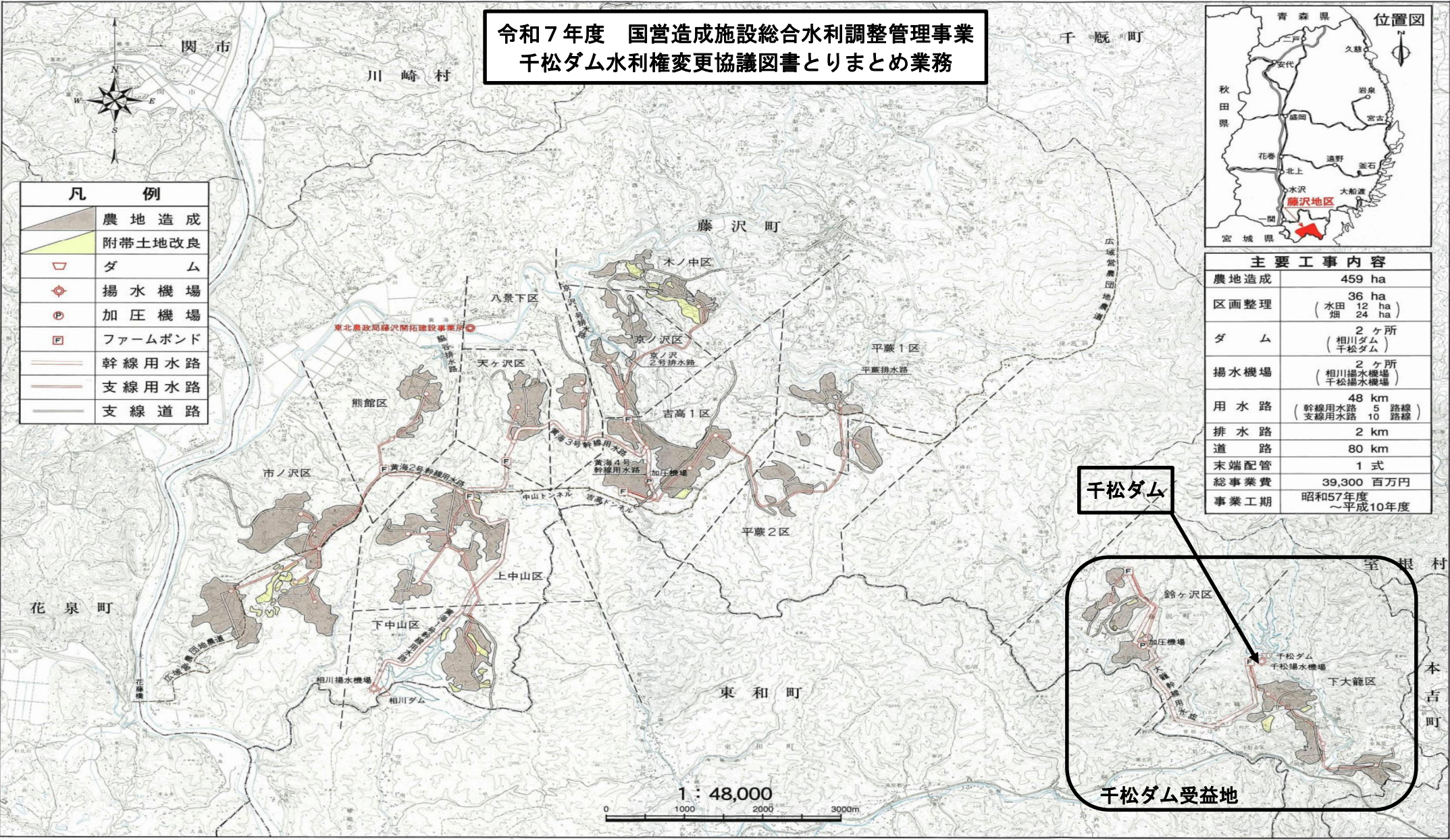
第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙1】 位置図



【別紙 2】

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施	備 考
1. 準備作業	貸与資料を把握し、作業計画を作成する。	○	
2. 河川協議図書の作成	貸与資料の「一級河川北上川水系二股川に係る河川法第23条および第24条に関する同法第95条協議（H28. 2. 12岩手県知事同意）」について、令和6年度業務成果品を基に水利使用の変更に必要な予備協議図書及び協議図書を作成する。 また、図書の作成に当たり、水利使用に係る以下の資料の編集等を行う。 (1) 水利使用に係る事業計画の概要 (2) 使用水量の算出の根拠 (3) 河川流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算 (4) 水利使用による影響に関する事項と対策の概要 (5) その他参考資料	○	
3. 点検取りまとめ	作業項目の成果を点検し、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

【別紙 3】

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあつては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあつては 10 分の 6 とするものとする。

業 種 区 分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 5 を乗じて得た額